

高等学校等就学支援金制度について

1 制度の概要

就学支援金は、親権者（保護者等）の所得等が要件を満たす生徒の授業料を、国が生徒に代わって負担する制度です。保護者等に現金が支給されるものではありません。また、返済の必要はありません。なお、就学支援金制度の対象は授業料のみですので、学校諸費等は、すべての生徒が支払うことになります。

2 支給対象となる者

府内の公立高校に在学する生徒で、以下の要件の全てに該当する者となっています。

- (1) 日本国内に住所を有する者
- (2) 高校等を卒業し又は修了したことがない者
- (3) 高校等に在学した期間が通算して 36 月を超えていない者（定時制課程・通信制課程は 48 月）
- (4) 保護者等の市町村民税**所得割額**が 30 万 4,200 円未満の者（父母両方の合算額になります。）

※ 上記は、平成 29 年度の要件です。平成 30 年度以降、一部が変更になることがあります。

3 支給事務の流れ

- (1) **受給資格認定申請**（入学年度の 4 月に学校で手続きが必要です。）

前年度の課税状況（前々年の収入額によるもの）で、受給資格の認定と、1 年生の 4 月分から 6 月分までの支給（授業料の支払い）について判定します。入学時に所得が超過している場合などは、各学年の 7 月に再度、受給資格の認定申請を行うことができます。また、保護者等の状況に変更があった場合は、随時、認定申請を行うことができます。

- (2) **収入状況届**（各学年の 7 月に学校で手続きが必要です。）

当該年度の課税状況（前年の収入額によるもの）で、7 月分から翌年 6 月分（最終学年は翌年 3 月分）までの支給（授業料の支払い）について判定します。また、認定後に死別や離婚、養子縁組など、保護者等の状況に変更があった場合にも、収入状況届が必要です。

4 添付書類（課税証明書等）

- (1) 住民税 **課税(非課税)証明書**の原本（全部の事項を記載したもの、コピー不可、(2)～(4)で代用可）
- (2) 【生活保護受給世帯】 **生活保護受給証明書**の原本（コピー不可）
- (3) 【サラリーマン世帯】 住民税 **特別徴収税額の決定通知書**（納税義務者用）のコピー
- (4) 【自営業などの世帯】 住民税 **納税通知書**の全体のコピー

※ 受給資格認定申請書・収入状況届出書の用紙と記入要領等は、学校から配付します。

■ 授業料等の額

課 程	入学検定料	入 学 料	授 業 料	学校諸費等
全日制	2,200 円	5,650 円	118,800 円(月額 9,900 円)	学年で異なります。

【お問い合わせ先】

●大阪府立八尾翠翔高等学校 事務室 電話：072-943-8107 FAX：072-943-6751

●大阪府 府民お問合せセンター ピピっとライン 電話:06-6910-8001 FAX:06-6910-8005